

再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

制定 平成 17 年 3 月 1 日

改正 平成 18 年 3 月 3 日

改正 平成 19 年 12 月 17 日

改正 平成 20 年 12 月 11 日

改正 平成 21 年 12 月 10 日

改正 平成 22 年 12 月 1 日

改正 平成 23 年 12 月 1 日

改正 平成 24 年 12 月 3 日

改正 平成 25 年 7 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 5 月 26 日

1. 目的

この規程は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が再商品化事業者に委託する再商品化に関する契約において、再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置の基準を定めることにより公正かつ適正な運用を図り、不適正行為を抑止することを目的とする。

2. 定義

この規程における用語の意味は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 法 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(平成 7 年法律第 112 号) |
| (2) 施行令 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
施行令（平成 7 年政令第 411 号） |
| (3) 契約 | 法に基づき協会と再商品化事業者との間で締結された再商品化を委託する再商品化実施契約 |
| (4) 再商品化に係る実施基準 | 再生処理事業者登録の申請に関する書面、入札の注意事項等
入札説明会配布資料、再商品化事業者説明会資料、素材ごとの再生処理ガイドライン又は再生処理施設ガイドライン等において示された、契約に関して適用され若しくは履行されるべき条件、基準又は細則 |
| (5) 登録 | 協会が委託する分別基準適合物の再商品化の入札に参加を希望する再生処理事業者の登録で入札の参加資格となるもの |
| (6) 事業者登録規程 | 法及び施行令に準拠して協会が定めた再生処理事業者の登録要件を定めた規程 |
| (7) 優先資格 | プラスチック製容器包装分別基準適合物の再商品化の入札において、材料リサイクル手法による入札を特例的に他のリサイクル手法による入札に優先させることとした優先入札資格 |
| (8) 落札可能量 | 事業者の設備、販売能力等に応じ協会が各登録事業者毎に査定した入札における最大落札可能量 |

3. 措置

この規程に基づく措置は下記の契約解除、登録停止、業務改善指示等とし、その基準は「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準」（以下「別表」という）の措置内容を上限とする。

(1) 契約解除	契約の全部又は一部を解除すること
(2) 登録取消し	指定年度の登録を取り消して登録事業者リストから抹消し、入札参加資格を喪失させること
(3) 登録停止	指定年度における登録の申請を受理しないか登録を無効とし入札参加資格を喪失させること
(4) 優先資格停止	入札における優先資格を喪失させること
(5) 落札可能量削減	指定年度において落札可能な上限の量を削減すること
(6) 再商品化製品販売停止指示	再商品化製品の販売停止を指示すること
(7) 再商品化製品販売数量削減	再商品化製品利用事業者への再商品化製品の販売可能数量を削減すること
(8) 引取同意書無効	再商品化製品利用事業者による引取同意書を無効とすること
(9) 業務改善指示	再商品化事業において改善すべき事項を、期限を定めて書面で指示すること

4. 措置適用の特例

(1) 措置の加重

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会は別表に定める措置を超えて加重することができるものとし、情状に応じて第3項各号の措置項目を選択のうえその措置内容と期間を定めて措置を実施する。この場合において、複数の措置を適用することを妨げない。

- ① 不適正行為の状況が特に悪質又は社会的影響が重大であると認められるとき
- ② 同時期に複数の不適正行為をしたとき、又は不適正行為を繰り返したとき（同一の契約年度内に限定されない）。
- ③ 協会による措置に相当期間内に従わないとき又は業務改善指示を複数回受けたとき（同一の契約年度内に限定されない）
- ④ その他、措置を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき

(2) 措置の軽減

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会はその情状に応じて、別表に定める措置を軽減することができるものとする。

- ① 不適正行為後、自主的に又は協会の指示に誠実に従い、適切な是正措置を講じたと認められるとき
- ② その他、不適正行為が全て当該事業者の責によるとはいえないときなど措置を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき

5. 違反の幇助等の場合における適用

この規程は、再商品化事業者若しくは特定再商品化製品利用事業者又はその役員、従業員若しくは役員、従業員であった者による不適正行為のほか、それらの者が当該不適正行為を要求し、依頼し若しくは唆して不適正行為を実行させ又は不適正行為を助けた場合についても適用され

るものとする。

6. 現行契約年度前における不適正行為

この規程は、現行契約年度前（過去 5 年以内に終了する事業年度を限度とする。以下、この項において同じ。）における不適正行為が現行契約年度において判明した場合又は現行契約年度前に協会が措置を実施した不適正行為の状態が是正されていないことが契約年度中に判明した場合も、当該不適正行為又は不適正行為の状態について適用されるものとする。

- 二 不適正行為又は不適正行為の状態の判明後に協会が当該事業者と契約を締結したとしても、契約の締結によって協会が当該不適正行為又は状態を容認したと解されるものでない。

7. 関係法令の適用

この規程に基づきひとたび措置が実施された後においても、当該措置適用の事由とされた事項が関係法令に基づく違反行為に該当するに至った場合は、この規程に基づく措置の実施終了又は停止期間の経過後においても、関係法令違反に基づく措置を限度とする措置の追加実施を妨げない。

8. 措置の決定及び通知

この規程に基づき措置を決定した場合、協会は当該事業者に書面で通知するものとする。なお、複数の素材に関わる措置の通知は、関係する事業部長連名で通知することがある。

9. 措置を決定する前の前置指導

前置指導とは、再商品化事業者に安全衛生事故が発生した場合、協会が初動対策として行うものであり、安全衛生事故再発防止のために、改善を促すことを目的としている。労働基準監督署又は裁判所から、安全衛生事故に関する経営責任等について指導票、勧告書、命令ならびに裁定が発せられた段階で、別表に定める措置を付加実施することがある。

付則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 18 年 3 月 3 日改正）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 19 年 12 月 17 日改正）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 20 年 12 月 11 日改正）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 21 年 12 月 10 日改正）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 22 年 12 月 1 日改正）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 23 年 12 月 1 日改正）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 24 年 12 月 3 日改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 25 年 7 月 1 日改正）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

付則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 26 年 5 月 26 日改正）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

別表 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準

(注)七、再生処理業務関係・再生処理業務(9)に関して、「事故」とは、労基署から指導票等が発行されたり、是正勧告又は使用停止命令等を受けることによってようやく安全衛生事故(地盤)には未送致のものとのいき、「重大事故」とは、接駆場から略式命令又は公判請求がされて、裁判所から罰金刑又は懲役刑を科される处分を受けるようやく安全衛生事故(事業所)に至った場合、もしくは「労働安全衛生法違反により罰則を受けた場合」をいい、「事故を多発」とは、直近1年間に「事故」を複数回発生させ、労基署から指導票等による处分に伴って、協会から業務改善指導書による处分が3回以上となる場合をいふ。「直近」とは、最終の「事故」に関する措置が行われから遡れて1年をいふ。

関係領域	不適正行為	措置内容
八、再商品化製品の販売関係	(1)引取同意書未提出事業者へ再商品化製品を販売した場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(2)引取同意書の虚偽記載又は実態との齟齬を事前に認識していた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3)引取同意書の虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背を事後に認識しながら協会への報告を怠った場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	(4)引取同意書の虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背について協会に報告がなされ、かつ再商品化事業者に責がない場合	引取同意書無効、ただし業務改善指示を付加がある。
	(5)引取後、3カ月以内に再商品化製品の販売に至らない場合(数量が少量のため期間内に再商品化および販売を行うことが非効率な場合を除く)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(6)契約年度終了後3ヶ月経過時(暦年6月末)において依然再商品化製品の販売に至らない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(7)再商品化製品利用事業者に関する情報提供等の協力を行わない場合	業務改善指示
九、記録・報告関係	(1)協会に提出する書類や報告事項に關し虚偽の記載・報告を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2)操業に関する記録を行っていない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3)操業に関する記録等、提出義務のある書類の提出を怠った場合	業務改善指示
	(4)提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
	(5)報告書類の保管義務に違反した場合又は保管状況が不備な場合	業務改善指示
	(6)業務中の事故等、届出義務に違反した場合	業務改善指示
十、委託料関係	(1)協会から委託料を不正に受領し役員もしくは従業員又はこれらであった者が委託料の不正受領に関する犯罪容疑で逮捕又は公訴提起された場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止
	(2)協会から委託料を不正に受領し協会から返還請求された場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止(全額を返還した場合は契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止)
	(3)協会に支払うべき委託料の全額について支払いを怠った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止
	(4)協会に支払うべき委託料の一部について支払いを怠った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十一、現地検査、市町村現地確認関係	(1)現地検査に關し拒否、妨害、忌避、不回答又は虚偽報告をした場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2)市町村による現地確認に關し拒否、妨害、忌避、不回答又は虚偽報告をした場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
十二、自社利用関係		
1. 再商品化製品利用	(1)再商品化製品を不適正に利用した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
2. 記録・報告	(1)協会に提出する書類や報告事項に關し虚偽の記載・報告を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2)再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3)再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務のある書類の提出を怠った場合	業務改善指示
	(4)提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
	(5)報告書類および契約上保管義務のある帳票の保管義務に違反した場合	業務改善指示
	(6)帳簿類の保管・管理状況が不適切な場合	業務改善指示
3. 再商品化製品利用 製品の販売	(1)再商品化製品利用製品を定められた期間内に販売できない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(2)再商品化製品利用製品を不合理に処分した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3)引取同意書未提出の再商品化製品利用事業者に販売した場合	再商品化製品販売停止指示および次年度落札可能量削減
	(4)引取同意書記載内容と相違する販売をした場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
4. 現地検査	(1)現地検査に關し拒否、妨害又は忌避した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十三、特定再商品化製品利用事業者関係		
1. 再商品化製品利用	(1)再商品化製品を不適正に利用した場合 (再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2)再商品化製品を不適正に利用した場合 (再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合)	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
2. 記録・報告	(1)協会に提出する書類や報告事項に關し虚偽の記載・報告を行った場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	(2)再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	(3)再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務のある書類を提出しない場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	(4)提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
	(5)報告書類の保管義務に違反した場合	業務改善指示
	(6)特定再商品化製品利用事業者に関する情報開示に協力しなかった場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
3. 再商品化製品利用 製品の販売	(1)再商品化製品利用製品を不合理に在庫又は廃棄した場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減 (不法投棄、焼却については、契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止)
	(2)現地検査	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
十四、一般の再商品化製品利用事業者関係		
1. 再商品化製品の利用	(1)再商品化製品を不適正に利用した場合 (再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2)再商品化製品を不適正に利用した場合 (再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合)	引取同意書無効および次年度落札可能量削減 ただし、適正利用の確保に関して引取同意書の記載事項を再商品化製品利用事業者に適切に指導をしている場合は引取同意書無効のみ適用する
	(3)情報提供への協力	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
十五、再商品化に係る実施基準違反	(1)再商品化に係る実施基準違反で上記以外の不適正行為がある場合	業務改善指示
十六、業務改善指示	(1)業務改善指示に相当期間内に従わなかった場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(2)契約年度前における契約締結事業者であった場合において業務改善指示された事項が契約年度においても是正されないまま依然残存している場合又は是正が不完全である場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3)業務改善指示を契約年度内に複数回受けた場合又は契約年度前ににおける契約締結事業者であった場合において契約年度前から契約年度にわたり相当回数の業務改善指示を繰り受けた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十七、実施契約の中途解約・辞退	(1)再生処理事業者が実施契約締結後、期初もしくは期中に、実施契約を解約または辞退した場合	当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2)再生処理事業者が実施契約締結後、期初もしくは期中に、実施契約別紙に記載する市町村指定保管施設の予定委託数量の一部を解約または辞退した場合	一部の解約または辞退に伴い履行できなかった予定委託数量相当分を上限に、次年度落札可能量から削減する。(PETボトルは翌半期)ただし、当該年度登録取消し措置を付加することができる。
	(注)実施契約の中途解約あるいは辞退が、市町村に起因し、再商品化事業者に帰責事由がないと認められる場合には、本措置を適用しない	